

協議事項	1
------	---

24 町文ス第423号
2024年10月11日

町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎 様

町田市長 石阪 丈一

町田市スポーツ推進審議会委員の選任について（協議）

標記の件につきまして、町田市スポーツ推進審議会を開催するため、委員11人の委嘱の手続きを進めているところです。

つきましては、町田市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により、別紙の委員委嘱予定者について、教育委員会のご意見を賜りたく、よろしくお願いいたします。

町田市スポーツ推進審議会委員名簿

NO	区分	新任/再任	氏 名	所 属	備考
1	学識経験者	再任	川崎 登志喜	玉川大学教育学部 教授	市内大学からの推薦
2		再任	宮崎 光次	桜美林大学健康福祉学群 教授	
3		新任	波多野 圭吾	国土舘大学政経学部 講師	
4	スポーツ団体の代表	再任	西井 義昭	町田市スポーツ協会 副会長	町田市スポーツ協会からの推薦
5		再任	小川 由起子	町田市スポーツ推進委員会 副会長	町田市スポーツ推進委員会からの推薦
6		再任	水野 洋子	NPO法人スポーツ塾J. VIC 理事長	学校クラブハウスを拠点とする地域スポーツクラブから選出
7	経済関係団体の代表	新任	毛利 良相	町田商工会議所 青年部 会長	町田商工会議所からの推薦
8	保健医療関係団体の代表	再任	江口 寛征	社会福祉法人合掌苑 特別養護老人ホーム合掌苑桂寮 施設長	高齢者のスポーツ推進に関するご意見をいただくため、施設内に高齢者支援センターがある高齢者福祉施設から選出
9	市民	再任	小八重 真弓		市民公募から選任
10		新任	渡邊 晃庸		市民公募から選任
11	町田市公立中学校長会の代表	新任	長谷川 智也	町田市公立中学校長会(南中学校)	校長会からの推薦

町田市スポーツ推進審議会委員の選任について（協議）

○スポーツ推進審議会概要

町田市スポーツ推進審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申を行う市の附属機関です。スポーツ推進審議会は、町田市スポーツ推進審議会条例に基づいて設置され、町田市スポーツ推進計画について審議を行います。

現行計画「町田市スポーツ推進計画 19－28」は、2018年3月に計画策定に至りました。

2024年度は、現行計画の進捗状況について審議を行います。

○審議会委員

審議会は、11人の委員で構成され、任期は2年です。2022年度に委嘱した委員任期は2024年11月で任期満了となっているため、新たに2年の任期で委嘱を行います。

・メンバーの構成

学識経験者3人以内、スポーツ団体の代表3人以内、経済関係団体の代表1人、保健医療関係団体の代表1人、市民2人以内、町田市公立中学校長会の代表1人

・選任方法

市民2人は公募、それ以外の委員は各所属団体からの推薦により選任。

○審議会の役割

2018年度に現行計画「町田市スポーツ推進計画 19－28」を策定しました。

2019年度からは、計画の進捗管理及び18歳以上の市民3,000人を対象に毎年実施するスポーツに関する市民意識調査アンケートの報告等を行っています。

なお、今年度は、1回の開催を予定しており、第1回審議会は2025年2月に開催を予定しております。

○町田市スポーツ推進審議会条例

平成20年3月31日

条例第21号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市スポーツ推進条例（平成25年3月町田市条例第6号）

第11条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25条例6・全改）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。

(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平23条例38・全改、平25条例6・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) スポーツ団体の代表 3人以内

(3) 経済関係団体の代表 1人

(4) 保健医療関係団体の代表 1人

(5) 市民 2人以内

(6) 町田市公立中学校長会の代表 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月7日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日条例第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。